

第 74 回国民体育大会
守谷市・常総市・坂東市準備委員会

設立総会・第 1 回総会



日時 平成28年2月16日（火）午後2時
会場 守谷市中央公民館

いきいき茨城ゆめ国体



マスコットキャラクター
いばラッキー

目 次

○ 設立総会

第74回国民体育大会の概要及び守谷市・常総市・坂東市開催予定競技	・・・	1
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市開催準備経過概要	・・・	3
【議案第1号】		
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会設立趣意書（案）	・・・	4
【議案第2号】		
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則（案）	・・・	5
【議案第3号】		
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会委員・役員等の選 任（案）	・・・	9

○ 第1回 総会

【議案第1号】		
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市基本方針（案）	・・・	11
【議案第2号】		
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会総会から常任委員 会への委任事項（案）	・・・	12
【議案第3号】		
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会平成27年度事業計 画（案）	・・・	13
【議案第4号】		
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会平成27年度収支予 算（案）	・・・	14

○ 参考資料

第74回国民体育大会開催に向けたスケジュール	・・・	15
第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会組織図（案）	・・・	16

第 74 回国民体育大会の概要及び守谷市・常総市・坂東市開催予定競技

- (1) 大会名称：第 74 回国民体育大会
- (2) 第 74 回国民体育大会愛称及びスローガン
大会愛称：いきいき茨城ゆめ国体
大会スローガン：翔べ 羽ばたけ そして未来へ
- (3) 開催年：平成 31 年（2019 年）
【参考】平成 28 年：岩手国体 平成 29 年：愛媛国体
平成 30 年：福井国体
- (4) 期間及び会期
大会開催時期：9 月中旬～10 月中旬
大会開催期間：11 日間以内
大会会期：開催 3 年前に(公財)日本体育協会と県が協議のうえ決定
- (5) 主催
大会：(公財)日本体育協会・文部科学省・茨城県
各競技会：上記に日本体育協会加盟競技団体・会場市町村が加わります。
- (6) 開・閉会式：笠松運動公園 陸上競技場
- (7) 実施予定競技
正式競技：37 競技（毎年実施 36 競技，隔年実施 1 競技）
都道府県対抗の得点対象（天皇杯・皇后杯）となる競技です。
公開競技：5 競技
都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するものです。
都道府県対抗の得点対象となりません。
特別競技：1 競技
高等学校野球のことをいい，都道府県対抗の得点対象となりません。

デモンストラレーションスポーツ：22 競技（27. 7. 14 現在）
県内在住の方を参加対象とするスポーツイベントとして，原則，大会会期前の 1 ヶ月間の中で開催します。都道府県対抗の得点対象となりません。

(8) 守谷市・常総市・坂東市開催競技種目

競技種目：ハンドボール

会場予定地：常総運動公園総合体育館（成年女子）

水海道総合体育館（少年男女）

県立水海道第二高等学校体育館（少年男女）

坂東市総合体育館（成年男子）

県立岩井高等学校体育館（成年男子）

(9) 会場地市町村マップ

会場地市町村マップ

44市町村(32市10町2村)

実施競技

正式競技 37競技 (26市5町1村)

都道府県対抗の得点対象(天皇杯・皇后杯対象競技)となる37競技のことをいいます。

公開競技 5競技 (5市)

都道府県代表の参加により中央競技団体主導で開催するもので、本県では、5競技を実施します。都道府県対抗の得点対象となりません。

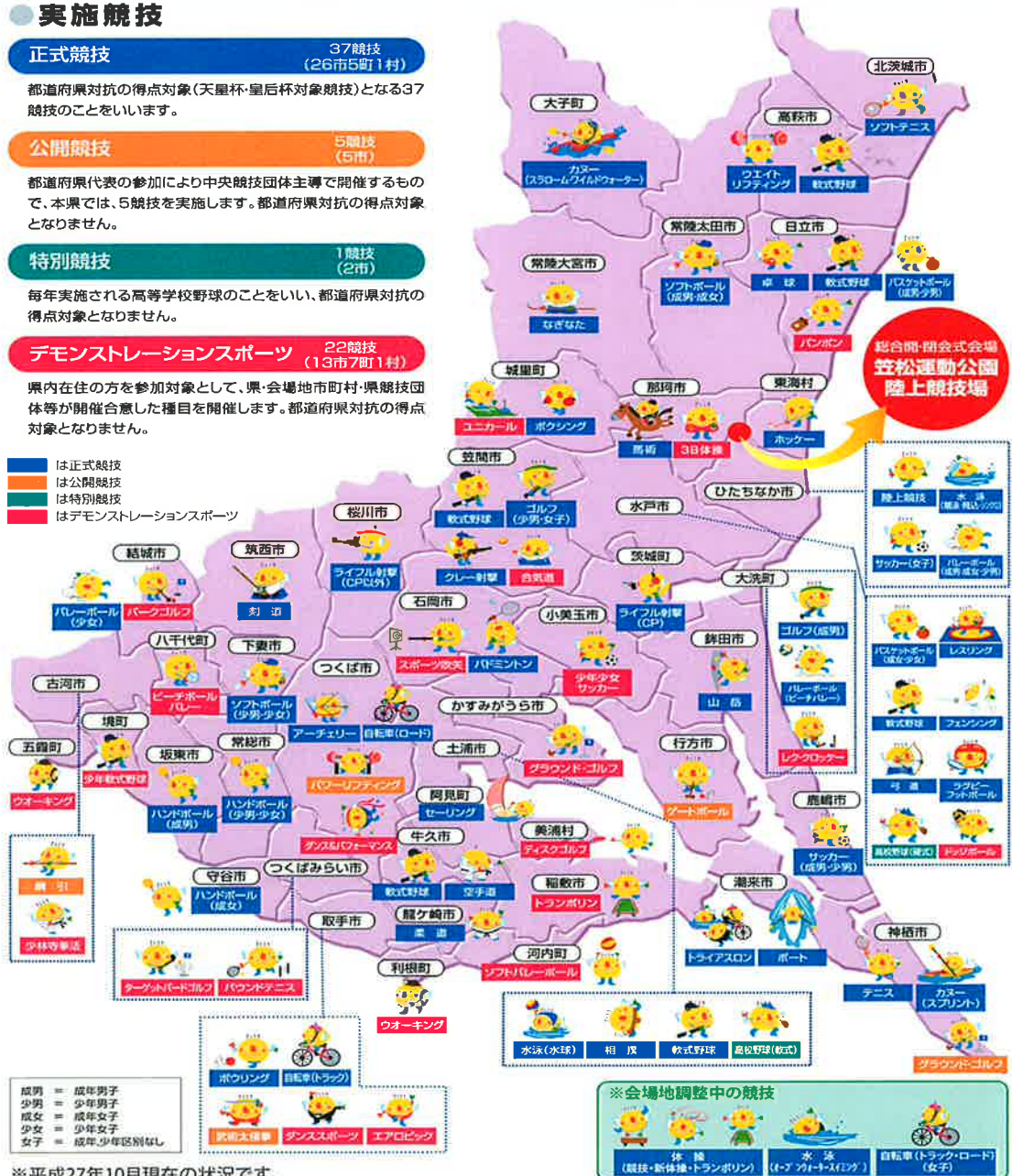
特別競技 1競技 (2市)

毎年実施される高等学校野球のことをいい、都道府県対抗の得点対象となりません。

デモンストレーションスポーツ 22競技 (13市7町1村)

県内在住の方を参加対象として、県・会場地市町村・県競技団体等が開催合意した種目を開催します。都道府県対抗の得点対象となりません。

- は正式競技
- は公開競技
- は特別競技
- はデモンストレーションスポーツ



※平成27年10月現在の状況です。

第74回国民体育大会 開催準備経過概要

年	月 日	経 過 概 要
平成23年	2月25日	(財)茨城県体育協会が平成31年第74回国民体育大会の招致に関する要望書を茨城県、茨城県議会、茨城県教育委員会に提出
	3月3日	平成23年第1回定例県議会において、知事が招致を表明
	3月22日	平成23年第1回定例県議会において、平成31年第74回国民体育大会の招致を決議
	5月31日	(公財)日本体育協会及び文部科学省に開催要望書を提出
	7月13日	(公財)日本体育協会理事会において、平成31年第74回国民体育大会の茨城県開催を了解(内々定)
	8月12日	茨城県が国民体育大会説明に訪問
	9月30日	誘致・開催希望予備調査を茨城県に提出
	10月17日	茨城県主催の市町村説明会に出席
	11月	市町村開催希望調査書を茨城県に提出 ※守谷市, 坂東市
	平成24年	1月
1月		茨城県主催の会場地選定聞き取り調査に出席 守谷市 2/1, 常総市 1/30, 坂東市 1/25
5月28日		第74回国民体育大会茨城県準備委員会設立総会・第1回総会並びに第1回常任委員会開催
8月		茨城県主催の会場地市町村選定ヒアリングに出席 守谷市 8/24, 常総市 8/29, 坂東市 8/22
平成25年	1月24日	第1次選定(案)に係る内諾書を茨城県に提出 (実施競技:ハンドボール) ※守谷市(成年女子), 常総市(少年男女), 坂東市(成年男子)
	2月20日	茨城県準備委員会から会場地市町村の選定(第一次)通知を受領
	7月2日	第74回国民体育大会茨城県準備委員会第2回総会開催
	12月17・18日	中央競技団体正規視察(ハンドボール競技)
平成26年	2月18日	第74回国民体育大会茨城県準備委員会第4回常任委員会開催 【大会愛称・スローガンの決定】 大会愛称:いきいき茨城ゆめ国体 スローガン:翔べ 羽ばたけ そして未来へ
	5月13日	第74回国民体育大会茨城県準備委員会第2回市町村連絡会議に出席
	7月8日	第74回国民体育大会茨城県準備委員会第3回総会開催
平成27年	6月22日	第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会設立発起人会を開催
	10月1日	第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会設立総会・第1回総会 《関東・東北豪雨災害により中止》
平成28年	2月16日	第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会設立総会・第1回総会を開催

議案第1号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会設立趣意書(案)について

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会設立趣意書(案)

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

近年、少子・高齢化、国際化、情報化など社会情勢の急激な変化に伴い、スポーツを取り巻く状況も急激に変化しており、健康に対する意識の高揚に併せ、スポーツの重要性が増し、生涯スポーツ社会の実現に向けた取組が求められています。

このような中で、我が国最大かつ最高のスポーツの祭典である国民体育大会が平成31年に茨城県で開催され、県内においても伝統的にハンドボール競技の盛んな守谷市・常総市・坂東市がハンドボール競技開催地として選定されたことは、市民のスポーツへの関心を高め、更なるスポーツ活動の普及・発展に大きく寄与するとともに、交流人口の増加が図られ、まちの活性化に繋がるものです。また、歴史と伝統、芸術・文化、豊かな自然など、守谷市・常総市・坂東市ならではの個性と魅力を全国にアピールする絶好の機会でもあります。

大会開催に向け、市民と行政が一体となった取組は、市全体の絆や連帯感を深め、各市が目指す「協働のまちづくり」の実現に向けて極めて有意義なものと期待されます。

このような意義ある大会を成功に導くために、市民・各種関係団体・行政からなる「第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会」を設立し、守谷市・常総市・坂東市民の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

平成28年2月16日

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会設立発起人

守谷市長 会 田 真 一

常総市長 高 杉 徹

坂東市長 吉 原 英 一

議案第2号

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則(案)について

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第74回国民体育大会において、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 3市を代表する者
- (2) 3市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任委員 各市40名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、3市の市長をもって充てる。

2 常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

- (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
（常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成28年2月16日から施行する。

第74回国民体育大会 守谷市・常総市・坂東市準備委員会 委員・役員(案)

(敬称略)

守谷市			常総市			坂東市			守谷	常総	坂東	合計
守谷市体育協会 副会長 安達 孝志	守谷市体育協会 事務局長 椿 文嶺	茨城県ハンドボール協会 副会長 大村 久	常総市体育協会 副会長 小野 広美	常総市体育協会 副会長 山野井 寿雄	常総市体育協会 理事長 岡田 一夫	坂東市体育協会 副会長 富山 孝	坂東市体育協会 副会長 木村 仁	坂東市体育協会 副会長 相澤 武男	45	38	36	119
茨城県ハンドボール協会 副会長 住尾 勉	茨城県ハンドボール協会 副会長 鈴木 孝八郎	茨城県ハンドボール協会 副会長 大川 洋司	常総市体育協会 副理事長 稲葉 克徳	常総市小中学校体育連盟 会長 山中 久司	常総市スポーツ推進委員会 委員長 笠倉 不二	坂東市小中学校体育連盟 会長 古矢 勲	坂東市スポーツ推進委員会 副委員長 中村 比呂代	坂東市食生活改善推進協議会 会長 野口 博子				
茨城県ハンドボール協会 副会長 山崎 満男	茨城県ハンドボール協会 副会長 阿部 浩	茨城県ハンドボール協会 副会長 古矢 勲	常総市食生活改善推進委員会 会長 古谷 裕子	常総市文化協会 会長 増田 美久	常総市子ども会育成連合会 会長 宮田 憲一	坂東市文化協会 会長 倉持 寅生	坂東市子ども会育成連合会 会長 猪瀬 治彦	坂東市小中学校PTA連絡協議会 会長 鈴木 和彦				
茨城県ハンドボール協会 副会長 神達 岳志	守谷市小中学校体育連盟 会長 中村 博吉	守谷市中学校体育連盟 会長 辺見 芳宏	常総市小中学校PTA連絡協議会 会長 小故島 浩	常総市公立幼稚園PTA連絡協議会 会長 佐々木 智恵	常総市シルバー人材センター 事務局長 後ノ上 賢治	坂東市シルバー人材センター 常務理事兼事務局長 飯田 隆夫	坂東市商工会青年部 部長 松本 和将	坂東市商工会女性部 部長 田村 光子				
守谷市スポーツ推進委員会 委員長 仁田 栄	守谷市食生活改善推進委員会 会長 澤田 由加利	守谷市文化協会 会長 塚原 三千勝	常総保健所 所長 本多 めぐみ	常総市商工会青年部 青年部長 菊池 健郎	常総市商工会女性部 女性部長 小倉 道子	坂東市料理飲食店組合 組合長 荒井 武夫	ボーイスカウト坂東第1団 団委員長 倉持 善四郎	ガールスカウト茨城県第8団 団委員長 武田 まゆみ				
守谷市PTA連絡協議会 会長 若杉 勇	守谷市シルバー人材センター 理事長 一ノ瀬 洵	竜ヶ崎保健所 所長 茂手木 甲壽夫	水海道地方飲食店組合 組合長 穂戸田 実	石下・千代川三業組合 組合長 荻野 恭一	水海道ロータリークラブ 会長 海老原 良夫	岩井ロータリークラブ 会長 染谷 勇	岩井ライオンズクラブ 会長 石塚 正樹	猿島ライオンズクラブ 会長 倉持 幸市				
守谷市商工会青年部 部長 高橋 希	守谷市商工会女性部 部長 相良 志津子	ボーイスカウト守谷第1団 ビーバー隊長 石濱 真一	水海道ライオンズクラブ 会長 中村 安雄	石下ライオンズクラブ 会長 菊池 忠男	日本郵便(株)水海道郵便局 局長 江幡 龍一	日本郵便(株)岩井郵便局 局長 白子 寿仁	日本郵便(株)猿島郵便局 局長 沼口 宗夫	茨城県バス協会県西支部 支部長 沢木 民夫				
ガールスカウト茨城第39団 団委員長 長谷川 登代	守谷ロータリークラブ 会長 橋本 秀明	守谷ライオンズクラブ 会長 根本 実	日本郵便(株)三坂郵便局 局長 皆葉 正弘	日本郵便(株)石下郵便局 局長 吉澤 克三	日本郵便(株)石下飯沼郵便局 局長 倉持 保之	県ハイヤー・タクシー協会県西支部 支部長 新井 昇	境地区交通安全協会坂東岩井支部 副支部長 木村 藤一	境地区交通安全協会坂東猿島支部 副支部長 張替 邦夫				
東日本電信電話(株)茨城支店 支店長 徳成 卓也	東京電力(株)竜ヶ崎支社 支社長 廣川 克典	日本郵便(株)守谷郵便局 局長 石塚 紀夫	常総地区交通安全協会 会長 倉持 泰仍	常総市スポーツ少年団 本部長 倉持 栄	青少年育成常総市民会議 会長 中荃 道夫	坂東市スポーツ少年団 本部長 森 久雄	青少年育成坂東市民会議 会長 小谷野 伊一	坂東市シニア連合会 会長 谷上 富次				
茨城県ハイヤー・タクシー協会県南支部 支部長 小坂 博	茨城県レンタカー協会 会長 湯原 力	取手地区交通安全協会守谷支部 副支部長 伯耆田 富夫	常総市公民館連絡会 会長 倉持 栄	常総市シルバークラブ連絡協議会 会長 沼尻 保	常総市企画部 部長 加倉田 謙二	坂東市総務部 部長 染谷 隆一	坂東市企画部 部長 塚原 一雄	坂東市市民生活部 部長 前澤 達也				
守谷市スポーツ少年団 本部長 大久保 富夫	守谷市青少年相談員 会長 海老原 邦夫	守谷市老人クラブ連合会 会長 村田 昌	常総市総務部 部長 岡田 健二	常総市市民生活部 部長 須藤 一徳	常総市保健福祉部 部長 石塚 晴代	坂東市保健福祉部 部長 松永 裕之	坂東市産業経済部 部長 中山 勝己	坂東市都市建設部 部長 染谷 恒雄				
守谷市市民活動連絡協議会 事務局長 高木 保	守谷市ネットワーク連絡協議会 会長 安藤 聖志	もりや市民大学運営委員会 委員長 宮崎 毅	常総市産業労働部 部長 小室 孝二	常総市都市建設部 部長 小林 茂	常総市石下支所 支所長 吉原 栄	坂東市上下水道部 部長 針替 茂夫	坂東市教育委員会 教育部長 古矢 登士夫	坂東市議会事務局 事務局長 海老原 信之				
守谷市総務部 部長 須賀 三雄	守谷市生活経済部 部長 坂 浩	守谷市保健福祉部 部長 木澤 正幸	常総市議会事務局 事務局長 斉藤 収	常総市教育委員会 教育部長 増田 哲也								
守谷市都市整備部 部長 山中 毅	守谷市教育委員会 教育部長 豊谷 如秀	守谷市上下水道事務所 所長 寺田 弘										
守谷市議会事務局 事務局長 飯野 亘	守谷市会計管理者 豊田 みよ子	常総地方広域市町村圏事務組合 事務局長 平間 良男										
									109	89	89	287